動　力　プ　ラ　ン

（関西エリア）

2024年５月１日　実施

中部電力ミライズ株式会社

本　　則

１　適　　用

(1) この個別要綱の動力プラン（関西エリア）は，当社が別途定める基本契約要綱（低圧・中部エリア以外）（以下「基本要綱」といいます。また，基本要綱が変更された場合は，変更後の基本要綱によります。）の低圧電力の適用範囲に該当する需要で，お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

(2) この個別要綱は，基本要綱とあわせて適用いたします。

２　季 節 区 分

季節区分は，次のとおりといたします。

(1) 夏　　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

(2) その他季

毎年10月１日から翌年の６月30日までの期間をいいます。

３　契 約 電 力

契約電力は，基本要綱に定められた方法に準じて算定された値といたします。

４　料　　金

基本料金および電力量料金は，次のとおりといたします。

(1) 基本料金

基本料金は，契約電力に応じ１月につき次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は，契約電力が１キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また，まったく電気を使用しない場合の基本料金は，半額といたします。

契約電力１キロワットにつき	998円99銭

(2) 電力量料金

電力量料金は，その１月の使用電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

	夏 季 料 金	その他季料金
１キロワット時につき	14円42銭	12円94銭

５ そ の 他

(1) 当社は，特別の事情がある場合を除き，基本要綱１（適用）(1)の当社が電磁的方法により提供するサービスにより，基本要綱20（使用電力量の算定）(5)にもとづく使用電力量の算定の結果のお知らせをするものといたします。

(2) お客さまは，この個別要綱の内容を，契約期間中はもとより，契約期間満了後または消滅後においても，当社の承諾なしに，第三者に漏らしてはならないものといたします。

(3) その他の事項については，基本要綱の低圧電力にかかわる規定によります。

附　　則（実施期日）

この個別要綱は，2024年５月１日から実施いたします。